

林業安全コラム

安全意識は命綱 しっかり締めて
目指そうゼロ災

○ 林業労働災害発生状況について

	H22年	H23年	H24年	H25年	24年比較	摘 要
死傷者数(人)	2,363	2,219	1,897	1,642	▲158	平成25年1月7日
死亡者数(人)	59	38	37	40	6	現在速報値

林業における平成25年の死亡者災害は、厚生労働省の労働災害発生状況(速報)によると、前年同時期との比較で6名増加するとともに、本年も既に5件の死亡災害の連絡が該当県から寄せられており、非常に悩ましい状況となっています。

本年発生した災害は、いずれも伐木作業時に発生しており、発生事例に示したように、かかっている木の元玉切りや、かかられている木の伐倒など、残念ながら禁止している作業が行われている実態が見受けられることです。

つきましては、作業者におかれては安全な作業行動を再度確認するとともに、事業主におかれては労働災害防止への強い意識を持ち、積極的に安全衛生活動に取り組んでいただくようお願いいたします。



○ 林業労働災害の発生事例について (類似災害防止のために!)

【事例1】

被災者は、スギ立木(L:15.5m D:24cm)を伐倒したところ、近くのヒノキ立木にかかり木となったため、かかっている木の元玉伐り(落とし伐り)を行ったものと推測され、倒れてきた伐倒木の先端部が首付近に当たり受災したもの。

【かかっている木の元玉切りは行わず、フェリングレバー等のけん引具を使用すること】

元玉切り



【事例2】

被災者は、アカマツのかかり木(L:15m D:20cm)を処理しようとして、かかられている広葉樹を伐採したものと推測され、伐倒中にかかり木がはずれて頭部に当たり受災したもの。

【かかられている木の伐倒は、行わず、チルホールなどのけん引具で外すこと】

かかられている木の伐倒



労働安全衛生規則、安全衛生特別教育規程の改正に係る施行通知について

厚生労働省は、平成26年1月15日付けで、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」及び「安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示の適用について」の労働基準局長通知を发出了しました。

「特別教育の科目の省略」については、適用日(H26.12.1)時点において、木材伐出機械等の運転の業務に6月以上従事した経験者について、実技教育の全部の科目を省略することができること。等が示されています。

<お知らせ>

「緑の雇用」現場技能者育成対策事業、震災復興林業人材育成対策事業の平成26年度補助事業参加者を公募しています。詳細は林野庁ホームページをご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/supply/hojyo/26koubo.html>

林業労働対策室
労働安全衛生班